

GLOBE

グローブ 2025年4月

121



(公財) 世界人権問題研究センター

地域社会と企業と人がつながる 地域循環ワークシェアリング



地域の空きスペースや商店街の一角で洗濯物をたたむ仕事をつくることで、地域に新たな交流が生まれているユニークな事例をご紹介します。ACWA BASE（アクワベース）と呼ばれる新しい拠点は、京都府の久御山町から始まり、2025年4月に京都市下京区の梅小路エリアに誕生しました。ACWAとは、拠点を運営する株式会社アグティさんの“A”、コワーキングの“C”と“A”、アライアンスの“A”を表しています。これまでに障がい者就労支援施設と連携し、障がい者雇用促進や就労訓練環境の提供などを展開されてきた中で、誰もが取り組める「洗濯物をたたむ」という仕事の一部を地域にひらいた背景には、地域の孤立や孤独の問題を解消する狙いがあります。事業を通じて〈はたらく〉と〈つながる〉を創出する「地域循環ワークシェアリング」の取り組みです。

とくにユニークなのは、いつ来てもいつ帰ってもいい、たくさん働いても働かなくても（おしゃべりだけしにきても）いい、という緩やかさです。時給制のパートタイムやアルバイトと違って、働く時間や量が決められていないことから、隙間時間に働きたい子育て中の方、たくさん時間はあるものの家に閉じこもりがちの高齢者の方、地域と関わる接点を探している学生さんなど様々な方が自然に混ざり合う場になっています。今春にオープンを控えた梅小路エリアの拠点には、託児スペースも併設されるとのこと。多様な人たちが行き交う交差点のような地域のコミュニティから何が生まれていくか、これからの展開を注目したいスポットです。

GLOBE

GLOBE No. 121 2025.4 目次

| | |
|----------------|--|
| グラビア | 地域社会と企業と人がつながる地域循環ワークシェアリング ACWA BASE (表紙裏) |
| 連載 | 新・世界の人権はいま —普遍的定期審査の現場から— (その 11) 坂元 茂樹 2 |
| 外部寄稿 | 京都府における大阪・関西万博に向けた取組について 中村 早苗 4 |
| エキスパート コメント | 地方議会で起こったマイクロアグレッション 風間 孝 6 |
| 研究報告 | 「私的空間からの排除」——物理的空間・バーチャル空間の連続性・固有性 門田 美貴 10 |
| 研究報告 | 徳島の青年活動家・井藤正一の日記 ——徳島水平社創立 100 周年に寄せて—— 関口 寛 12 |
| 研究報告 | 「子どもの権利」の保障のための持続可能な方策 ～フィンランド視察を通して～ 山野 則子 14 |
| 研究報告 | インターセクショナリティの理論と実践 熊本 理抄 16 |
| 研究報告 | 外国人技能実習制度を取り巻く「ビジネスと人権」の課題 井上 良子 18 |
| 事業報告 | 部落問題を切り口に〈身近な〉差別を考える (誌上ワークショップ) 渡辺 毅 20 |
| 研究員紹介 | 研究部門の紹介 22 |
| 事業紹介 | 2025 年度人権大学講座日程 28 |
| シリーズ | 京都市立芸術大学 (裏表紙裏) |

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。
■表紙のテーマ「表現することで私になれる」、作品名「無題」足立茉莉 2023 年制作
■「天才アート KYOTO」(特定非営利活動法人障害者芸術推進研究機構) 提供

新・世界の人権はいま

—普遍的定期審査の現場から— (その11)



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

中国に対する欧米諸国からの事前質問と勧告は自由権に関するものが多く、とりわけ新疆ウイグル自治区の人権状況に関して質問や勧告が集中した。

この問題を事前質問で取り上げた国は、英国とオランダである。英国は、「中国政府は、新疆ウイグル自治区に関して、人種差別撤廃委員会による勧告をいつ履行するのか。具体的には、いつ、違法に訴追され、裁判にかけられ、有罪を宣告された個人の超法規的な抑留施設への抑留という実行をやめ、こうした状況で抑留されている個人を直ちに釈放し、少数民族の構成員に不当な影響を及ぼす旅行制限を撤廃し、過去5年間に自らの意思に反して身柄を拘束された者の数を公表するのか」という事前質問を行った。

同じくオランダも、「中国は、人種差別撤廃委員会が行なった新疆ウイグル自治区に関する総括所見を履行するために、今後、どのような手段を講じるのか。中国は、国連人権高等弁務官事務所による新疆ウイグル自治区訪問を認めるつもりがあるのか」という事前質問を行った。

ここで両国が言及している人種差別撤廃委員会による勧告とは、2018年8月30日、同委員会が、中国の第14回から17回定期報告書審査の総括所見において、テロリズムと宗教的過激主義を阻止するとの口実の下に、新疆ウイグル自治区で多数のウイグル族及び他のイスラム少数民族が外部と連絡を絶たれて長期間収容され、しかもどれだけの人たちが「再教育キャンプ」で抑留されているのかの公式のデータがないことを遺憾に思う。委員会は、その推定は何十万人から百万人に及んでいると考え、**「超法規的な抑留施設で違法な刑事犯罪の起訴や裁判、宣告なしに個人を抑留する実行を停止すること、直ちにこうした状況下で抑留されている人々を解放し、違法に抑留されている人々に救済を求めることを許すように勧告した」**ことを指している。2018年11月6日に行われた中国の第3回普

遍的定期審査（UPR）でも、フランスとニュージーランドが同様の勧告を行った。

これに対して、中国は、これらの勧告をすべて拒否した。中国は、「中国法に従った訪問を行う外交官、外国の及び中国のジャーナリスト、及び旅行者による新疆ウイグル自治区の訪問については歓迎し、法に規定された便宜を提供する。他方、中国はいかなる口実に基づこうとも、中国の主権及び国内事項への干渉には断固として反対する」と述べて、人権問題は国内管轄事項だとして、これらの勧告を拒否した。

このほか、第3回UPRでは、デンマークが「関連する国連の特別手続すべてによる新疆ウイグル自治区及びチベットへの完全なアクセスを容易にすること」を求める勧告や、ドイツが「特別手続など独立したオブザーバーに対し、すべての地域への円滑なアクセスを認めること」を求める勧告、さらにはスイスが「新疆ウイグル自治区にある『再教育センター』を閉鎖し、国連人権高等弁務官及び特別手続による同地区の訪問を容易にすること」を求める勧告、ノルウェーが「新疆ウイグル自治区で宗教的少数者が置かれた状況について完全な透明性を確保すること」を求める勧告を行ったが、中国はいずれも拒否した。

その理由として、中国は、「中国政府に圧力をかけ、中国の国内事項への干渉の口実として訪問を使用する慣行には断固として反対する」とし、「新疆ウイグル自治区では法に従って過激なテロリストと戦う努力がなされており、恣意的抑留の問題は存在しない」と断言し、勧告を拒否する態度を崩さなかった。

中国のこの第3回UPR後、中国が新疆ウイグル自治区で行っている行為を「ジェノサイド（集団殺害）」と認定した米国は、2021年3月22日、英国・カナダ、EUと連携して、「中国が新疆ウイグル自治区でウイグル族に対するジェノサイドや人道に対する罪を続けている」と述べて中国への制裁に踏み切った。

この対立の背景には、欧米諸国と中国における人権観念の相違がある。人権の保障は国際社会全体が追及すべき国際公共価値であると考える欧米諸国は、国際的な協調行動の形態をとり、各国の国内法に基づく個別の経済制裁に踏み切った。これに対し、中国は、国際公共価値としての人権という観念は欧米諸国が発展させた価値観に過ぎず、自らの価値観を中国に押し付けるためのイデオロギーとして利用されているとの批判を展開した。

こうした両者の対立は、その後、国連人権理事会の審議の場に移された。次回は、その意外な結末を紹介したい。

京都府における 大阪・関西万博に向けた取組について

京都府総合政策環境部万博・地域交流課

参事 中村 早苗

大阪市此花区の夢洲にて、4月13日から始まった大阪・関西万博は、10月13日までの184日間開催される。高度成長期の真ただ中の1970年に開催された大阪万博のテーマが「人類の進歩と調和」であったのに対し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を乗り越えた後に開催される大阪・関西万博（以後「万博」という。）のテーマは、「いのち輝く未来社会のデザイン（Designing Future Society for Our Lives）」。「いのち輝く未来社会のデザイン」について考え、行動することは、「誰一人取り残さない」ことを誓い、国連で採択されたSDGsと合致するものであり、2025年は、SDGsの目標年である2030年までに開催される最後の万博（登録博）であることから、この万博において、SDGsの達成に向けたこれまでの進捗状況を確認し、その達成に向けた取組を加速させ、その先（+ beyond）に向けた姿が示されることが期待されている。

京都府では、市町村や経済界等関係団体、京都ゆかりの有識者の皆さまとともに2023年5月にオール京都体制による「大阪・関西万博きょうと推進委員会」を立ち上げ、万博に向けた京都の取組を検討し、実現に向けて準備を進めてきた。

万博会場では、4月23日に大催事場 EXPO ホールにおいて、「いのちとこころが創る文化と環境」など京都にちなんだ5つのテーマについて国内外から招聘した有識者が議論を交わす、国際カンファレンス「EXPO KYOTO MEETING」を実施することとしており、これからの世界、人類、地球の在り方について京都から世界に「問い」を投げかけたいと考えている。

また、会場の関西パビリオン内に会期中を通じて京都ゾーンを設置する。京都

ゾーンの名称は、「ICHI-ZA KYOTO（一座きょうと）」。「茶道で大切にされる精神の一つである「一座建立」をテーマに来場者と出展者が交流し、心を通わせ、一体感が生まれるような空間の創出を目指している。京都ゾーンには、100を超える自治体・企業・大学・その他の団体が出展し、「文化」、「食」、「産業」、「環境」、「いのち」、「観光」の分野ごとに、概ね1週間のサイクルで展示を入れ替えながら、何度訪れても違う京都の魅力を体感していただけるよう工夫している。ここでは、6つの展示分野の中から、万博のテーマである「いのち」の分野の展示を紹介する。

古来より人や自然など様々な「いのち」を大事にし、共生する中で、奥深い文化を育んできた京都でこそ表現できる「いのち」の形を、9月1日から3週間発信する。

1週目のテーマは「地域の暮らしと健康長寿」。南丹市や京丹後市における「養生」や「長寿」の取組を紹介し、地域の暮らしや自然を大切にするとともに、自分自身の心や体を養い、いのちを育むことの大切さを発信する。

2週目のテーマは、「『生と死』と向き合って」。舞鶴の引き揚げやシベリア抑留の史実を紹介するとともに、関西の医大生を中心とした学生たちが、来場者に「あなたが死ぬ前に残したい言葉」をメモに残してもらうなど、いのちと平和の尊さや「生と死」について考えることの重要性を発信する。

そして、最終週は「認知症とともに未来に向けて」をテーマに、京都に全国本部を置く「認知症のひとと家族の会」を中心に、インフォグラフィックを駆使したインスタレーションにより、世界中から訪れる、これまで認知症に接点のなかった方に対しても、自分事として認知症を感じてもらえるよう発信を行う。

また、10月の2日間、認知症の方が店員となって活躍するカフェをオープンすることとしており、誰もが社会の一員として尊厳を持って活躍する未来を京都から世界に発信したいと考えている。

万博会場における発信をきっかけに国内外の多様な万博来場者が京都に関心を持ち、府域を訪れていただくことで、府内各地の人や企業や団体などとの交流がうまれ新たな「つながり」や「共感」がうまれることを期待する。こうした交流の連鎖により、「一人一人が自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できる生き方を支える持続可能な社会を、世界中の国と共に創る」という万博のテーマを、府域において実現することにもつながると考えるからである。

地方議会で起こったマイクロアグレッション



研究センタープロジェクトチーム4リーダー
中京大学教養教育研究院教授 風間 孝

はじめに

愛知県のある地方議会において、昨年1月、トランスジェンダー女性であることを公表して当選した市議会議員Aに対して、同じ会派に所属する市議会議員Bが懇親会の場で「おっさんやないか」と発言したことが報道された。この発言によりAは、会派を離脱するとともに、自律神経失調症や不眠症を発症し、市議会議員としての職務に影響を受ける事態が発生した。

近年では、性的マイノリティであることを公言して当選する議員も増えている。また職場においても性的マイノリティが可視化しつつある。こうした状況において、この地方議会で起きたことと同様の問題が別の議会や職場でも生じている可能性がある。ここでは、この発言をマイクロアグレッションとして捉え、この発言の問題点を指摘したい。

マイクロアグレッションとは

マイクロアグレッションとは、2000年代に入り、米国の心理学者によって提唱された概念である。この概念を提唱した心理学者の1人であるデラルド・ウィン・スーは、マイクロアグレッションについて『日常生活に埋め込まれたマイクロアグレッション』（明石書店、2020年）のなかで「ありふれた日常の中にある、ちょっとした言葉や行動や状況であり、意図の有無にかかわらず、特定の人や集団を標的とし、人種、ジェンダー、性的指向、宗教を軽視したり侮辱したりするような、敵意のある否定的な表現のことである」と述べている。

ここで、「微細な攻撃」とも訳すことができるマイクロアグレッションの重要な2つの特徴を挙げたい。1つめは、マイクロアグレッションとは、特定の集団に対する敵意や軽蔑が、意識的に行われるだけでなく、無意識に行われることに光を当てる概念であるということだ。スーは、「加害者はたいてい、自分が相手を貶めるようなやりとりをしてしまったことに気づいていない」ことを指摘して

いる。2つめは、マイクロアグレッションは、社会的に有利な立場にいるマジョリティが社会的に不利な立場にいるマイノリティに向けて発するからこそ、成立するという点である。マジョリティは社会的に有利な立場にいることを自覚していないからこそ、無意識にマイノリティを貶める言動を行うことが可能になる。

マイクロアグレッションの例をひとつあげる。法学者の金尚均は、ジョー・バイデン大統領候補が2008年に、民主党の大統領候補の座を争っていたバラク・オバマ氏に対して「彼は雄弁で、賢くて、そしてハンサムなメインストリームのアフリカ系アメリカ人が初めて現れたと思っているよ。彼はまるで絵に描いたような男さ」と語ったことをその典型例として紹介している。なぜならこの発言は、オバマ氏を称賛するつもりで行われたものであるが、「黒人にもかかわらず」、彼は絵に描いたような男であり、社会のメインストリームで活躍しているという侮辱を伴うメッセージを含んでいるからである（金尚均「マイクロアグレッションとハラスメント」『中京大学教養教育研究 32』、2023年）。

この発言においても、さきほど述べたマイクロアグレッションの2つの特徴を見出すことができる。1つめは、マイクロアグレッションが無意識に行われることが多いという点だ。もしバイデン氏に、あなたの発言にはオバマ氏への侮辱が含まれていると指摘をしたなら、「そんなつもりはなかった」「気にし過ぎだ」という反応が返ってくるのが予想できる。バイデン氏は無意識にマイクロアグレッションを行ったと考えられよう。2つめは、社会的に有利な立場にいるマジョリティが社会的に不利な立場にいるマイノリティに向けて発するからこそ、マイクロアグレッションが成立するという点だ。ここで注目したいのは、オバマ氏がバイデン氏に対して、マイクロアグレッションにもとづいた発言をすることは困難であるということだ。なぜなら、このような称賛に隠れた侮蔑は、社会的に有利な立場にいるマジョリティがマイノリティに対して向けるからこそ、成立するからである。

マイクロアグレッションが及ぼす影響

トランスジェンダーや同性愛者などの性的マイノリティに対し日々向けられているマイクロアグレッションの背景にあるのは、異性に惹かれることを当然とする異性愛規範や出生時の性に沿って生きるべきであるというジェンダー規範の存在である。性的マイノリティは、これらの規範から逸脱した存在であると考えられているためマイクロアグレッションの対象となるのである。これらの規範とは相容れないとみなされることで、性的マイノリティは、こうした規範を当然視するマジョリティから、身体的な暴力などの誰から見ても明らかな差別にさらされ

るだけでなく、ささいなこととしてみなされがちなマイクロアグレッションによる被害を受けている。

一般的に、マイクロアグレッションとみなされる言動は、ありふれてはいるがささいなこととされていることもあり、深刻な影響を及ぼすものではないと考えられている。だが、生涯にわたって継続的に発生することにより、その影響は蓄積され、甚大な結果をもたらす。具体的には、「受け手の自尊心を攻撃し、怒りと失望を引き起こし、精神的活力を枯渇させ、…また自分は価値ある存在だという感覚を低下させ、健康上の問題を引き起こし、平均寿命を縮める」という深刻な結果を招く。同様の結果は、いくつもの研究によって明らかにされている（スー 2020）。

じっさいに日本で行われた調査においても、不快な冗談やからかいといったマイクロアグレッションに相当する攻撃を経験する性的マイノリティの割合は高い。2023年に実施された全国調査（「家族と性と多様性に関するアンケート」）によれば、「ホモ」「オカマ」「レズ」「おとこおんな」「オネエ」などの性的マイノリティにかかわる不快な冗談やからかいを経験した割合は、性的マジョリティに相当するシスジェンダー（＝トランスジェンダーの反対であり、出生時に割り当てられた性と同じ性で生きることを望む人のこと）が6.7%、異性愛者が6.4%であったのに対し、性的マイノリティであるレズビアン・ゲイ・バイセクシュアルは25.4%、トランスジェンダーは34.4%であった。レズビアン・ゲイ・バイセクシュアルは異性愛者より3.8倍、トランスジェンダーはシスジェンダーより5.1倍と経験割合が高かった。

またマイクロアグレッションにさらされやすい状況は、性的マイノリティのメンタルヘルスに危機的な状況をもたらしている。2019年に実施された大阪市民を対象にした調査（「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」）によれば、「自殺について考えたり、ほのめかす行動をとった」りした割合は、シスジェンダーの異性愛者が7.2%であるのに対して、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアルが29.0%、トランスジェンダーが37.5%となっており、シスジェンダーの異性愛者と比べると、それぞれ4.0倍、5.2倍高くなっている。つぎに「自殺を図った」割合では、シスジェンダーの異性愛者が1.5%に対して、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアルが9.7%、トランスジェンダーが15.6%となっており、シスジェンダーの異性愛者と比べて、それぞれ6.5倍、10.4倍高くなっていた。このように、日本社会でも性的マイノリティは、マイクロアグレッションを受けやすい環境の中で、メンタルヘルスを悪化させても不思議でない日常を生活しているのである。

議員 B の発言がマイクロアグレッションである理由とその影響

報道によれば議員 B は「おっさんやないか」という発言を、「みんなと A さんのキャラを共有して距離を縮める」ための善意にもとづくものだったと釈明している。しかし議員 A は、治療を受けるほどの精神的ダメージを受けている。B にとっては「ちょっとした言葉だった」かもしれないが、A にとってこれらの発言は、軽視や侮辱、敵意をとまなう否定的な表現だったのである。

また B の発言は、先に述べたマイクロアグレッションの 2 つの特徴を示している。まずその発言は、善意にもとづくとの釈明している点で無意識に行われた可能性をもつ。だが、その発言は、A の性自認を否定するものであり、A を侮辱している。つぎに、B によるマイクロアグレッションの背景にあるのは、社会に存在する、出生時の性に沿って生きるべきであるという無意識に根付いたジェンダー規範であり、規範に沿って生きる者が優位であるという無意識の見下しである。このことは、トランスジェンダーである A が、性のあり方に関して男性の B を見下すことが現実的には成立しないことから明らかであろう。

A に対するマイクロアグレッションは、無意識に発せられた「ちょっとした言葉」であったとしても、そこには上下関係にもとづく侮辱と貶め、そして A の性自認の非承認を含んでいる。女性の性自認を持つ A に対して「おっさん」であると繰り返すことは、女性として生きたいと望む A のアイデンティティの否定である。トランスジェンダーである A に対する性自認の非承認は、これまで女性として生きてきた人生をも否定するものだったからこそ、A は疾患を発症するほどのダメージを受けたのである。

おわりに

A の性自認を否定したマイクロアグレッションは、日常的に顔を合わせる議員同士の関係性のなかで生じたジェンダー・ハラスメントでもある。日常的な関係性の中で生じた望まない性的な言動に対して、その問題点を指摘し、抗議することは簡単なことではない。議会という、ある意味では A にとっての職場で生じたマイクロアグレッションは、本人のアイデンティティやこれまでの人生を否定したというダメージに加えて、それが議会という A にとっての日常の中で生じたがゆえに、多大なストレスを与え、深刻な影響を及ぼしたのである。

「私的空間からの排除」

——物理的空間・バーチャル空間の連続性・固有性



研究センター研究員

京都大学白眉センター／法学研究科 特定助教 門田 美貴

1 はじめに

情報社会の急速な進展に伴い、人権問題は物理的空間を超えてインターネット空間において生じることが増えている。SNSにおける特定アカウントのブロック、投稿の削除、さらにはヘイトスピーチをはじめとした違法性が疑われる言論の蔓延などがこれに含まれよう。

こうしたバーチャルな言論空間における人権問題は非常に新しい現象であるかのように映るが、実際には、物理的な空間におけるこれまでの知見が一定程度応用される余地がある。たとえば、ドイツでは「私的空間からの排除」という現象に対して憲法学の見地から、私人が所有・管理する空間へどの程度アクセスを保障することができるのか、という問いの延長で論じられている。後にも詳しく述べる通り、私的空間へのアクセス保障の発端となったのは、私有化された公共空間におけるデモの保障が問題となった集会法の領域だが、その後、集会に限らず一般的アクセスの文脈において平等権との関係で発展する。

本稿では、これらの物理的な空間へのアクセス権保障が、私人によって管理されるインターネット空間における言論・アクセス権保障にどのように応用されているか、概観したうえで今後の課題を示すこととする。

2 物理的空間からバーチャルな空間へ

「私的空間からの排除」に対処するべく、ドイツではいわゆる「私人間効力論」（私人間の関係において憲法上の権利がどの程度及ぶか、という論点）の修正が試みられている。一つは、実体的な観点から、恣意的な排除を禁止する側面である。私企業が管理する空港でのデモが問題となったフラボート判決（BVerfGE 128, 226）では、私人は国家とは異なり憲法上の権利を保護する義務を自ら負うわけではないが、状況によっては——裁判における当事者の権利の衡量の結果——よ

り強められた基本権の間接的な拘束を受ける可能性がある、とする。その後、サッカースタジアムへの立入禁止が問題となったスタジアム禁止決定（BVerfG, Beschluss vom 11.04.2018-1 BvR 3080/09.）では、——具体的な基本権との関係ではなく——平等権にまで影響が及んでいる。とりわけ、「特殊な状況」が存在する場合には平等権による間接的な拘束が認められ、具体的には人物を問わず多くの観客に開放され、そこからの排除が社会生活への参加を決定づけるような場合を指す。こうした実体面に関する判示に加え、重要なのは手続的保障の観点である。同決定では、恣意的な排除を禁止すべく、事前の聴聞手続の重要性を説いていた。

以上の要請は、バーチャル空間との関係ではネットワーク執行法をはじめ立法に反映されているところだが、この制定以前、物理的空間とバーチャル空間の相違点を踏まえつつ、いくつかの判示がなされた。第一に、バーチャル空間においても、物理的空間における先例と同様、私的空間から恣意的に排除されてはならないことが前提とされている。もっとも、たとえば Facebook（現 Meta）などを問題とする場合——スタジアム禁止決定が社会的参与への自由を問題としたのに対し——他社と比肩しえない影響力を有していることなどを根拠とする場合が多い。第二に、手続的要請との関連では、第三者の権利侵害を伴うような投稿を迅速に削除する要請が働くために、事前の聴聞の手続は省略され、その代わりに事後的な削除と削除理由の通知で足るとして要件が緩和されることが示唆された（BGH, Urteil vom 29.7.2021 – III ZR 179/20, Rn.88.）。このように物理・バーチャル空間からの排除という問題では、どこまでがそれぞれの固有性であるかを見極める必要があろう。

3 おわりに

以上、物理的な空間とバーチャル空間の法理の連続性と相違点を素描した。先に言及した通り、これまで概観した法理の一部はすでに立法化されている。この点で憲法学の観点から議論していく必要が減るかのように思われるが、憲法学における議論は、かかる立法化・明文化を正当化ないし根拠づける際に常に参照される意義があるだろう。

本稿では「私的空間からの排除」に焦点を当てたが、ときに難解な検討を要する問題への検討が必要となる。アクセス権保障については大幅に拡張されたものの、さらにユーザー同士の権利調整の方法や、バーチャル空間の管理者自身の商業的な利益をどの程度重く考慮するべきか、といった問題が生じ、その具体的検討は今後の課題である。

徳島の青年活動家・井藤正一の日記

——徳島水平社創立 100 周年に寄せて——

研究センター研究員

同志社大学人文科学研究所教授 関口 寛

2024年12月7日、とくしま社会運動資料センターの企画による「創立100周年 徳島水平社をいま考える」と題したシンポジウムが徳島県立図書館で開催された。

シンポジウムでは、徳島水平社の創立メンバーである井藤正一（1902～60年）の日記からわかる、彼が取り組んだ差別撤廃運動や当時の被差別部落をとりまく状況が詳しく紹介された。このシンポジウムに筆者も登壇者として参加した。以下、その内容を紹介する。

徳島水平社は1924年12月、徳島市内の被差別部落に住む井藤やその仲間たちによって結成された。当時、各地で公然と行われていた差別行為に対し、井藤らは果敢に立ち向かった。

その一例をあげれば、被差別部落を通過する汽車のなかから、通学途中の学生が差別的な書き込みをした紙で石を包み、農作業中の高齢者に向かって投げつけるといった事件があった。汽車からはあざ笑う学生の声が聞こえ、同様の行為が数日続いた。井藤らは直接汽車に乗り込み、学生たちを探し出して抗議した。最終的に学生の父母が謝罪し、学生が通う学校の校長は辞任した。

しかし、こうした活動を始めること自体、決して容易なことではなかった。当時の被差別部落では、水平運動に対する理解を必ずしも得られていたわけではない。井藤たちは運動の意義を伝え、協力を得ようと地域の有力者を訪ね歩いたが、多くは冷ややかな対応だった。差別と向き合い、克服しようとする試みは、外部とだけではなくその内面にも葛藤を生み出していた。井藤はその苦悩や葛藤を詳

細に日記に記している。

現在、この日記は1923～40年の期間にわたる12冊分が徳島県立博物館に寄託されている。シンポジウムでは、その貴重な記録をもとにしたさまざまなエピソードが紹介されたが、特に注目されたのは、井藤が水平運動に打ち込むきっかけとなった栗須七郎（1882～1950年）との交流である。

栗須は「水平の行者」と呼ばれ、和歌山や大阪で水平運動を指導した著名な活動家である。徳島の水平社を訪れた栗須は同地の演説会で差別撤廃を訴え、水平運動の理念を広め、また井藤を鼓舞した。当時の井藤の写真をみると、長髪がトレードマークだった栗須への憧れからか、髪型を真似て長髪にしていたことがわかる。それほど彼に惹かれ、活動にのめり込んでいったであろうことが窺われる。

また、井藤が差別撤廃運動のみにとどまらず、報徳思想の実践にも力を入れていたことが紹介された。報徳思想は、二宮尊徳の教えに基づき、勤労・分度・推譲を重視する、いわゆる通俗道徳と呼ばれる倫理である。日露戦後の地方改良運動のなかで地方自治や農村振興の指針として、勤勉と共助の精神が奨励され、地域社会での井藤の活動にも大きな影響を与えていた。

さらに日記には、彼が暮らした被差別部落の生業についても詳しく記録されている。その一例が「瓶ヅト」の生産である。瓶ヅトとは、瓶が割れないように保護するための稟製のカバーで、当時の部落の重要な生業の一つだった。日記には、瓶ヅトの製造や集荷、市場への流通の様子が克明に記されており、当時の人びとの生活の息づかいが伝わってくる。

同時期に徳島県立博物館では、徳島水平社創立100周年を記念した企画展示が催され（2024年10月22日～2025年1月19日）、そこで井藤日記の原本の一部が展示された。

被差別部落の歴史は、当然ながら被差別部落を含んだ地域社会全体の歴史の一部でもある。井藤正一の日記は、当時の社会のなかで差別と向き合いながら生きた人々の姿や日々の生活を伝える貴重な記録であり、今後の研究の進展に大いに寄与するだろう。地域で積み重ねられてきた地道な研究活動が、より多くの人々に共有されることを願ってやまない。

「子どもの権利」の保障のための持続可能な方策

～フィンランド視察を通して～



研究センター プロジェクトチーム3リーダー

大阪公立大学大学院現代システム科学研究科教授 山野 則子

子どもの人権プロジェクトチームの研究とフィンランド調査

本研究プロジェクトにおいて、日本における子どもの権利理念の構築に役立てるとして、海外の先進的な取組み・実践例にも着目してきた。中でも、フィンランドは幸福度ランキング1位で子どもの権利理念が浸透しているため、その背景に何があるのかを探るためにフィンランドへの現地調査を実施した¹⁾。視察は、筆者を含む複数人で、2024年3月25日から28日の間で実施した。ヘルシンキ市及びその近郊にある、児童福祉中央連合（The Central Union for Child Welfare）をはじめ、フィンランド国立子ども戦略機関（The National Child Strategy of Finland）、OPH フィンランド国家教育庁、ヘルシンキ大学、ヴィヒティ市役所学校教育課や学校等を視察した。本稿では、フィンランドにおける「子どもの権利」理念の位置づけとその権利保障のための取組みを紹介するとともに、日本の「子どもの権利」を考えてみたい。

「子どもの権利」の保障のためのフィンランドの持続可能な方策

今回の視察によって得た情報の中で、「子どもの権利」の保障のための持続可能な方策にむけて、特に注目すべき点が次の5つが挙げられる。

①フィンランド国内の法律に明文化されている子どもの権利の保障については、支援する側は「～ねばならない」との文言が使用され、法のもとの義務が明確で特徴的であることを確認した。なお、フィンランドは、子どもの権利条約を批准しており、遵守することが当たり前のこととして、それぞれの関係者が口々に言う。

② The National Child Strategy of Finland は、日本のこども家庭庁に当たる組織であるが、2018年から準備が始まり2022年に策定され、少人数の恒久的なプロジェクトチーム体制であり、現場にも出向く。他団体との分野横断的な基盤をつくっており、あらゆるレベルの政府において、基本的かつ人権的な義務を包括的かつ体系的に考慮した形で、子どもと家族に関連する政策立案、協力、実践を発展させている。また、国の機関としてデータを収集し、子ども関連の問題の予防に繋げるための検討するチームが設けられており、日本のこども家庭庁においてもそのようなチームの設置が提案されている。

③これらの関係者は、国民の利益を常に考えながら、誰にとつてのサービスであるかを考える。また、「権利」として捉えていることから、問題の解決に際し「対話」の文化が存在する。このように、すべての人に浸透しているのは、子ども（誕生）の時から、子どもの権利の哲学を教えているからである。フィンランドのネウボラ²⁾は、出産後の親の不安の解消や支援という重要な役割を担っているのみ

ならず、ネウボラは理念を伝えるための「ツール」を担っているといっても過言ではない。

④データ連携、特に個人情報については共有には至っておらず、日本と類似の問題を抱えている。ただし、データの取り扱いについては、子どもに関連したものは、保護者の同意があれば、共有は可能である。例えば、フィンランドでは、出産後の母親のほとんどはネウボラに入っているため、ほとんどの情報が入る。ネウボラの看護師は、保護者の同意さえあれば、必要な情報を学校の看護師に提供するという仕組みができています。

⑤独立した国や自治体レベルの子どもオンブズマンは、子どもの権利が法律、政策、支援などに反映されているかを監視、評価し、OPH フィンランド国家教育庁では、それらが教育コアカリキュラムに反映されているかを確認する。学校内の「子どもたちのウェルビーイング」向上の開発を促進し、子どもの参加権は、生徒会などを通して学校などでの決定事項に携わるよう促進している。

例えば、青年評議会 (Nuva) は 13 歳から 20 歳の学生・若者で構成され、評議会選挙で投票・選出・市議会、理事会への出席、発言の権利を有し、若者の目線から積極的に社会活動や意思決定に影響を与えている。

一方、2023 年 1 月 1 日付で、医療、社会福祉、救助サービスを組織する責任が、300 以上の市町村及び共同自治体から 21 の福祉サービス郡に移管され (ヘルシンキ市を除く)、現場では混乱が起きている。現政権が緊縮財政のため心配な一面もみられるという。それでも、例えば教育委員会と各学校長が真剣に本音で毎週毎月レベルで会議をしていることや、政府側と支援団体側も定例で本音の会議を定例で開かれているなどフィンランドには「対話」文化があり、実際の「対話」の機会があり、乗り越えられると、通訳含むどの人も強い信念を持つ人々である。

日本の課題：「子どもの権利」の意識化へ

フィンランドの子ども関連機関への視察を通じて、法的根拠に基づく子どもの利益やサービスは「権利」として捉えられ、支援者側の義務が明文化されていること、子どもの政策決定者及び子どもに携わる職員間で、共通する子どもの権利理念への強い意識を確認することができた。他方、日本では「公助」より先に「自助 (又は共助)」や「自己責任論」の論調が子ども政策や支援の際にも見受けられることから、子どもの権利保障のためには意識改革がより必要と考えられる。

もちろん日本と比較すると人口の少なさや社会構造の違いは大きく、同様にはいかないことは十分認識しなければならない。しかし、日本において、こども基本法の制定により、子どもの「権利」が明文化され、広く知られるようになってきていることは、大きな変化である。すべての子どもが接する学校が基本としている生徒指導提要も 2023 年改訂され、困難課題対応の生徒指導のみだった生徒指導から課題予防的生徒指導、発達支援の生徒指導が導入され、子どもを主語にする風潮が起き始めている。これら流れを上手く活用し、権利に対する考え方の変革につながるよう、今後もチーム全体で研究と議論を重ね、対策を提示したい。

注

- 1) 本研究調査の一部は、JSPS21K18467 の助成を受けている。
- 2) ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味であり、切れ目ない支援をワンストップで行う制度とその端の地域拠点そのものである。本研究チームにおいては、2023 年には三重県名張市の名張版ネウボラの取組みについて関係者の方をゲスト講師として招聘した。

インターセクショナル리티の理論と実践



研究センター研究員

近畿大学人権問題研究所教授 熊本 理抄

プロジェクトチーム4 (PT4)「性的マイノリティと人権」が進めている3つの研究——①生殖・出産・育児・家族、②多様性教育、③人権の主体——のいずれにおいてもインターセクショナル리티の理論と実践が欠かせない。近年の「インターセクショナル리티」ブームにたいする違和感もぬぐえずにいることから、PT4の研究ではむしろこの違和感にこだわった研究をしたいと思っているが、なかなか難しい。本稿では三つの課題をあげる。

一つに、可視化しようにもデータがない問題である。複合的・交差的な差別を法的に認識し禁止するよう、またそのための実態調査や統計データ分析を進めるよう、さらには把握した実態に対応、あるいは複合的・交差的な差別を防止するための法律、政策、計画、特別措置を採用し推進するよう、国連女性差別撤廃委員会は日本政府にたびたび勧告を出している。ところが日本政府はかたくなに実態調査をしない。ゆえに差別はないことにされる。マイノリティ女性自身による実態調査が蓄積されているものの、セクシュアリティは設問に入らない。性的マイノリティの人権をめぐる実態調査を勤務校でやったが、「人種」や階級を尋ねない。抑圧を生み出す社会制度の相互作用と別様効果をインターセクショナル리티の観点から分析するにあたって、どの「差異」をいくつ選択すれば十分なのか、それをだれが決定するのか、それはなぜか、「抑圧のオリンピック」問題をいかにして克服するか、議論が絶えず行なわれている。カテゴリー「と」カテゴリーでなく、どちらのカテゴリーかでなく、ひとつのカテゴリーに別のカテゴリーが埋め込まれて再編される構造を分析する、こうした視点を重視すべきは承知している。「人種」と階級に埋め込まれたセクシュアリティ、セクシュアリティに埋

め込まれた「人種」と階級をとらえるのは、そう容易でない。PT4の研究における私の関心は、なぜ容易でないかを考えることにある。

二つに、生殖・出産・育児・家族の研究テーマそのものをインターセクショナル리티の観点から考えることである。インターセクショナル리티を語る際に言及されるコンバヒー・リバー・コレクティブは、反レイシズム運動の男性中心主義、フェミニズムの白人中心主義、反レイシズム運動とフェミニズムの異性愛規範、そして資本主義社会における階級的抑圧を指摘した。ところが日本にインターセクショナル리티概念が「輸入」されると、ブラック・フェミニズムを主導してきたレズビアンが強調するセクシュアリティと階級が不可視化されてしまう。かれらが問うてきたのは、奴隷制から現代につながる生殖・出産・育児・家族をめぐる構造的抑圧である。その位置から、実践的かつ批判的な志向性をもって制度変革へ向かうとともに、生殖・出産・育児・家族をめぐる抵抗知のプロジェクトを構築していった。それを可能にしたのは、インターセクショナル리티の理論と実践が、批判的人種理論(CRT)や批判的人種フェミニズム(CRF)といった法学のなかで鍛えられてきたことも一因である。PT4の研究において、インターセクショナル리티を重視しながら、生殖・出産・育児・家族の規範そのものを考えたい。

三つに、性の「差異」「多様性」といったナラティブを批判的に考えたい。インターセクショナル리티は、「差異」や「多様性」にかかる言説を批判し、構造的抑圧を強調する。「性の多様性」教育をかかげる教育実践のなかで、「差異」に徴をつけて並列し「追加」していく、あるいは「承認」や「包摂」をするだけでは、「性」の規範はゆるがない。ではめざすのは、「性」のカテゴリー解体か、それは「だれもがマイノリティ、マジョリティ」とも言い換えられる個人化を強化することか、それとも「性的マイノリティ」といった主体の立ち上げか、それは戦略の本質主義による他者化を強化することか。インターセクショナル리티の理論と実践から、多様性教育における「性の多様性」ナラティブを考察することに私の関心がある。加えて、「多様性」教育といったとき、「人種」とセクシュアリティがいかに交差しているのか、していないのか、現場の教員たちとともに模索していきたいと考えている。

外国人技能実習制度を取り巻く 「ビジネスと人権」の課題



研究センター専任研究員

井上 良子

1. 技能実習制度の変遷

2025年1月の厚生労働省の発表によると、日本における外国人労働者数は230万2,587人となり、過去最高を更新しました。そのうち「技能実習」の在留資格で働いている労働者が前年比14.1%増の47万725人でした。日本企業が発展途上国の若手人材を技能実習生として受け入れ、実務を通じて習得した技術や知識を母国の経済発展に役立てることを目的とした「技能実習制度」は、1960年代に日本企業（とくに大企業）の海外法人などの社員教育として行われていた研修制度が起源となっています。制度が創設された1993年当初の問題点は、入国して1年間は「研修生」として受け入れられるため、労働者とみなされず、労働関連法規の対象にならないことでした。研修生が受け取っていた生活実費としての研修手当が最低賃金に満たない中、実際には日本の労働者と変わらない労働に従事しているケースが多い実態がありました。2010年に入管法が改正され、在留資格「技能実習」が創設されたことで、最低賃金や社会保険の適用など労働関連法規の対象になり、また、不正行為への罰則が定められ、実習生の待遇は大きく改善されたとされています。

2. 技能実習制度の問題点と制度の見直し

しかし、技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的とした制度の下、実際には、労働力不足を補う目的で外国人を安く雇用したうえ長時間低賃金で働かせ、残業代も支払わない人権侵害のケースが見られました。長時間労働が原因で実習生が体調を崩したり、ストレスを溜め込んだりしてしまうケースも珍しくありません。さらに労働環境に耐えきれなくなった技能実習生が、失踪を選択してしまうことがあります。技能実習制度では転職が認められないため、現在の職場環境に問題があったとしても、他の職場に移ることができず、そのことが失踪につながる大きな理由として指摘されています。他にも、言葉の壁が原因で、不当な扱いを受けても自己主張ができずハラスメントの問題に発展したり、安全上の対策が不十分で怪我や事故につながったりする問題も存在しています。そのような実態が社会問題としても取り上げられる中、外国人技能実習制度のあり方について2022年12月から16回にわたり開催された有識者会議で議論が進められ、2024年6月に外国人労働者の技能実習制度に代わる外国人材の新制度「育成就労」

の新設等を柱とする改正出入国管理法が可決・成立しました。従来の技能実習制度が国際貢献人材育成を目的としていたのに対し、新制度である育成就労制度は、人材確保と人材育成を目的としており、基本的に3年間の育成期間で特定技能1号の水準の人材に育成するとしています。一定の要件の下、転籍（育成就労先の変更）が認められることになりました。

3. 「ビジネスと人権」の考え方による抜本的な解決に向けて

新制度の下での運用はこれからですが、その際に企業に求められるのは、2011年に国連で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」の考え方を踏まえて、外国人労働者の権利を尊重・保護するための予防と権利侵害が起きてしまった場合には実効的な救済手段を講じることです。指導原則においては、人権を尊重する企業の責任として、「企業活動による人権への悪影響の惹起またはその助長を回避し、惹起した際には対処すること」「企業活動と直接関連する、または取引関係による製品もしくはサービスに直接関連する人権への悪影響については、企業がその惹起に寄与していなくても回避または軽減に努めること」とされており、直接の雇用関係がある場合に限定されない責任があることが明確にされています。また、とくに「取引関係による」サプライチェーン上の労働搾取や児童労働、危険な労働環境といった問題に対して、欧米諸国では、法的な強制力をもって防止するための立法が相次いでいます。

技能実習制度見直し前の2017年、日本の衣料品の下請工場で働く技能実習生たちが、賃金未払い等の不当な扱いを受け、使用者の対応が不十分であったことから、発注元企業に直談判に乗り込むも門前払いを受けるというケースが報道番組で取り上げられました。これをきっかけとして、NPO法人を介して発注元企業が、技能実習生を雇用している取引先（下請企業）に対して調査を行い、対応が不十分な企業とは取引を停止するなどの対応を行うに至ったというケースです。背景には、そもそも賃金未払い等が起こる原因が発注元による価格引き下げ圧力にある場合などは、発注元からすれば取引先の一つに過ぎない実習実施機関（下請企業）で問題が是正されたとしても別の取引先にしわ寄せが行き、また同じようなケースが起こるといった構造的な問題があります。そのため、サプライチェーン（製品の供給・調達から販売・消費までの一連の流れ）の頂点をなす発注元企業が問題の解決に取り組もうとしない限り、抜本的な解決につながらないことは明らかです。この文脈においては、発注元企業が、NGOなどとの対話を経て、自社ではなく取引先とその雇用する技能実習生との問題について取組みを行ったことは、サプライチェーン全体の問題解決につながる手法として注目され、このような対応を可能にするのが「ビジネスと人権」の考え方なのです。個々の実習生の問題の解決は、第一義的には直接の雇用主である実習実施機関（下請企業）との間で行われますが、発注元が取引先全てについて問題の是正を行うことが重要です。サプライチェーン上の人権問題に関して、日本では発注元企業に法的責任を追及する法律上の根拠は現状ではないため、訴訟等での解決は望めない中、「ビジネスと人権」の考え方を踏まえた発注元企業との交渉・対話は、より抜本的な改善につながることを示しているのです。

部落問題を切り口に〈身近な〉差別を考える (誌上ワークショップ)



穀雨企画室 代表 渡辺 毅

2024年11月20日、「部落問題を切り口に〈身近な〉差別を考える」と題し、人権大学講座でワークショップを実施しました。

「部落問題をテーマに」は主催者側のリクエスト。でも特定の人権課題をテーマにしたワークショップは、じつは簡単ではありません。なぜなら、①当該課題に関する認識の度合いは参加者によって違うので基礎知識の説明が必要な場合がある。②当該課題についてよく「知っている」参加者がいれば、その人が場の主導権を握りがちになる。③「当事者」がいて自分語りを始めれば、他の参加者はただ聴く側に回って意見を言いにくくなることもある。ワークショップは参加者が対等な立場でアクティビティに取り組み、自由に意見を述べ、他者の意見を聴き、考えを深める場ですが、特定の人権課題をテーマにすると、自由が制約を受けるかもしれません。「知っている」人にも「当事者」にも参加してほしいけれど、そういう人たちが特別な存在になるのは避けたい。ではどうするか。特定の課題、今回であれば部落問題はあくまで「切り口」ということにして、より身近に人権を考える方向へアプローチを転換していくのが一つのやり方ではないかと思えます。

今回の最初のアクティビティではまず、部落問題の基礎知識、就職差別について一通り説明しました。企業は部落出身者を採用しなかった。今もそういう企業はあるらしい。そして考えてもらいます。なぜなのか。部落の人ではダメだと企業が考える理由は何か。参加者からは次のような言葉が聞けました。「たぶん、部落の負のイメージが社内で受け継がれてきただけなのでは?」「何かあった時に集団で抗議されるのが厄介だと思っていたとか?」。

次は結婚差別です。男性Aと女性Bが結婚しようとした時、Aが部落出身だと知ったBの家族が結婚に反対し始める。どんな理由で反対するのか。「兄夫婦

は将来自分の子どもの結婚に差し支えると考えたのでは?」「自分も部落の人と思われるのが怖かったのでは?」。

人が人を「差別する理由」。それを部落問題を切り口に想像してもらいました。ここからは、より身近にありそうな設定を通じて「差別する理由」を考えていきます。

架空の住宅地図を掲示しました。多様な人が暮らす街の真ん中にゴミの回収場所があり、最近ゴミ出しのルールを守らない住人がいるとの設定。参加者は、誰がルールを守らない住人として疑われやすいかを考えます。外国人留学生? 後期高齢者? 夜の勤めのシングルマザー? 人は属性を理由にして誰かを疑いがちです。この場合はどんな属性の住人が真っ先に疑われやすいのかを考えてもらいました。

次はこんな設定。ある会社の総務課で徴収した懇親会費が、会計の女性の抽斗から紛失しました。総務課には男性課長、男性係長、女性会計、男性係員、女性係員がいます。隣の課の連中が「〇〇が盗んだんだよ。だって…」と憶測する。その憶測をシミュレーションするアクティビティです。グループごとに誰が疑われるかを決め、例えばそれが課長なら「課長は～だから」と、いかにも疑われる理由になりそうな個人情報や最近の様子を自由に考えてもらいました。結果は例えばこんな感じ。「係長は競輪に嵌まってるらしいし…」「男性係員は安月給なのにアイドルに貢いでるっていうし…」。

疑う理由はいくらでも思いつきます。これは作り話の中の事柄ですが、現実の生活ではどうでしょうか。私たちは誰かを、もっともらしい理由をつけて、疑ったり、非難したり、あるいは差別したりしていないでしょうか。

部落問題を切り口に「差別する理由」を考えてきて、最後はそれを撥ね返すようなことを考えてほしくて、じつはアクティビティをもう一つ用意していました。「あの人はゲイだから」「刑務所にいたヤツだから」といった理由で差別され、不利益を被っている人のつらさに思いをはせ、もし周囲の私たちが「変わる」ことでその人がつらさを乗り越えられるとするならどんな道筋が考えられるか、ドラマ仕立てで構想するというものです。残された僅かな時間で参加者は、「差別する理由」を無効にするいろんなドラマを考えてくれました。が…紙幅が尽きました。このアクティビティにはどこかで再チャレンジしたいと考えています。

◆研究部門の紹介（2025年4月1日現在・五十音順）

所 長 坂元 茂樹（神戸大学名誉教授）

○プロジェクトチーム1（インターネットと人権・情報空間に関する憲法問題）

リーダー 曾我部真裕（京都大学大学院法学研究科教授）
嘱託研究員 上本 翔大（京都工芸繊維大学基盤科学系助教）
梶原 健佑（九州大学基幹教育院准教授）
門田 美貴（京都大学法学研究科特定助教）
木下 昌彦（神戸大学大学院法学研究科教授）
成原 慧（九州大学法学研究院准教授）
桧垣 伸次（同志社大学法学部教授）
増田 拓也（色川法律事務所弁護士）
水谷瑛嗣郎（慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所准教授）

○プロジェクトチーム2（共に生きる地域研究の可能性）

リーダー 井岡 康時（元奈良大学文学部教授）
小林 丈広（同志社大学文学部教授）
専任研究員 小林ひろみ
嘱託研究員 秋元 せき（京都市歴史資料館歴史調査員）
関口 寛（同志社大学人文科学研究科教授）
廣岡 浄進（大阪公立大学人権問題研究センター准教授）
山内 政夫（柳原銀行記念資料館事務局長）

○プロジェクトチーム3（子どもの人権）

リーダー 山野 則子（大阪公立大学大学院現代システム科学研究科教授）
専任研究員 有江ディアナ
嘱託研究員 呉 永鎬（鳥取大学地域学部准教授）
川上 泰彦（兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授）
惣脇 宏（京都産業大学現代社会学部客員教授）

田中 宏樹（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）
 村井 琢哉（NPO 法人山科醍醐こどものひろば理事長）
 村上 正直（奈良大学文学部教授）

○プロジェクトチーム4（性的マイノリティと人権）

リーダー 風間 孝（中京大学教養教育研究院教授）
 専任研究員 赤塚 叶実
 嘱託研究員 有田 啓子（立命館大学生存学研究所客員研究員）
 釜野さおり（早稲田大学社会科学総合学術院教授）
 熊本 理抄（近畿大学人権問題研究所教授）
 小門 穂（大阪大学大学院人文学研究科准教授）
 新ヶ江章友（大阪公立大学人権問題研究センター教授）
 堀江 有里（日本基督教団京都教区巡回教師）
 水野 英莉（流通科学大学人間社会学部教授）

○プロジェクトチーム5（ビジネスと人権）

リーダー 吾郷 眞一（九州大学名誉教授）
 専任研究員 井上 良子
 嘱託研究員 井水 啓之（パナソニックホールディングス株式会社ソーシャル サステナビリティ部ヒューマンライツ推進課アドバイザー）
 大村 恵実（CLS 日比谷東京法律事務所弁護士）
 香川 孝三（神戸大学名誉教授）
 菅原 絵美（大阪経済法科大学国際学部教授）
 藤木美能里（労務管理オフィス藤木特定社会保険労務士）
 三輪 敦子（関西学院大学総合政策学部教授）
 （一財）アジア・太平洋人権情報センター所長

[登録研究員]

(登録チーム1) アジアにおける国際的人権保障の動態的研究

代表者 坂元 茂樹 (所長・神戸大学名誉教授)
阿部 浩己 (明治学院大学国際学部教授)

※有江ディアナ

小畑 郁 (名古屋大学名誉教授)

北村 泰三 (中央大学名誉教授)

齋藤 民徒 (関西学院大学法学部教授)

杉木 志帆 (香川大学教育学部講師)

徳川 信治 (立命館大学法学部教授)

戸田 五郎 (京都産業大学法学部教授)

中井伊都子 (甲南大学学長・法学部教授)

西井 正弘 (京都大学名誉教授)

初川 満 (横浜市立大学医学研究科客員教授)

前田 直子 (名古屋大学大学院法学研究科教授)

水島 朋則 (名古屋大学大学院法学研究科教授)

※三輪 敦子 (関西学院大学総合政策学部教授 (一財) アジア・太平洋人権
情報センター所長)

※村上 正直 (奈良大学文学部教授)

薬師寺公夫 (立命館大学名誉教授)

(登録チーム2) 近代都市における地域共同体の変容に関する歴史的研究

代表者 ※井岡 康時 (元奈良大学文学部教授)

※秋元 せき (京都市歴史資料館歴史調査員)

今村 壽子

梅田 千尋 (京都女子大学文学部教授)

奥本 武裕 (奈良大学文学部教授)

※小林 丈広 (同志社大学文学部教授)

※小林ひろみ

重光 豊 (今村家文書研究会幹事)

- ※関口 寛（同志社大学人文科学研究所教授）
- 西村 優汰
- 西山 剛（京都府京都文化博物館学芸員）
- ※廣岡 浄進（大阪公立大学人権問題研究センター准教授）
- ※山内 政夫（柳原銀行記念資料館事務局長）

（登録チーム3）部落問題政策の形成に関する歴史社会学的研究

- 代表者 野口 道彦（大阪市立大学名誉教授）
- ※井岡 康時（元奈良大学文学部教授）
- 石元 清英（関西大学名誉教授）
- ※小林 丈広（同志社大学文学部教授）
- 白石 正明（佐賀部落解放研究所研究員）
- ※関口 寛（同志社大学人文科学研究所教授）
- 田中 和男（種智院大学非常勤講師）
- 手島 一雄（同志社大学人文科学研究所嘱託研究員（社外））
- ※廣岡 浄進（大阪公立大学人権問題研究センター准教授）
- 本岡 拓哉（同志社大学人文科学研究所准教授）

（登録チーム4）京都における在日コリアンの歴史

- 代表者 水野 直樹（京都大学名誉教授）
- ※呉 永鎬（鳥取大学地域学部准教授）
- 杉本 弘幸（京都府立京都学・歴史館研究員、京都芸術大学特任准教授）
- 高野 昭雄（大阪大谷大学教育学部教授）
- 鄭 祐宗（大谷大学国際学部准教授）
- 鄭 栄桓（明治学院大学教養教育センター教授）
- 盧 相永（関西学院大学経済学部非常勤講師）
- 藤井幸之助（NPO法人猪飼野セツバラム文庫代表理事 同志社大学嘱託講師）
- 松下 佳弘
- 安田 昌史（同志社大学人文科学研究所嘱託研究員）
- 李 洙任（龍谷大学名誉教授）

(登録チーム6) ジェンダー平等と女性の人権に関する総合的研究

代表者 斧出 節子 (京都華頂大学名誉教授)
軽部 恵子 (桃山学院大学法学部教授)
澤 敬子 (京都女子大学現代社会学部准教授)
萩原久美子 (桃山学院大学社会学部教授)
馬場 まみ (京都華頂大学現代生活学部教授)
※堀江 有里 (日本基督教団京都教区巡回教師)
マーサ・メンセンディーク (同志社大学社会学部准教授)
源 淳子
山口 真紀 (神戸学院大学全学教育推進機構共通教育センター特任講師)
吉田 容子 (弁護士)

(登録チーム7) 移住者と人権の研究

代表者 薬師寺公夫 (立命館大学名誉教授)
※吾郷 眞一 (九州大学名誉教授)
※有江ディアナ
内田 晴子 (関西大学 人権問題研究室 委嘱研究員)
小畑 郁 (名古屋大学名誉教授)
川村 真理 (杏林大学総合政策学部教授)
北村 泰三 (中央大学名誉教授)
坂元 茂樹 (所長・神戸大学名誉教授)
杉木 志帆 (香川大学教育学部講師)
杉田 昌平 (弁護士法人 Global HR Strategy 代表社員・弁護士)
大道寺隆也 (青山学院大学法学部准教授)
徳川 信治 (立命館大学法学部教授)
戸田 五郎 (京都産業大学法学部教授)
西井 正弘 (京都大学名誉教授)
林 貴美 (同志社大学法学部教授)
飛田 雄一 ((公財) 神戸学生青年センター理事長)
古屋 哲 (大谷大学非常勤講師)

前田 直子 (名古屋大学大学院法学研究科教授)
水島 朋則 (名古屋大学大学院法学研究科教授)

(無所属)

阿久澤麻理子 (大阪公立大学経営学研究院都市経営研究科教授)
岩槻 知也 (京都女子大学発達教育学部教授)
上杉 孝實 (京都大学名誉教授)
岡田 敏之 (京都市総合教育センターカリキュラム開発支援センター専門
主事)
河内 将芳 (奈良大学文学部教授)
小泉 友則 (株式会社 Kaien ブリッジコンサルタント)
坂田 良久 (崇仁発信実行委員会理事)
下坂 守 (京都市歴史資料館長)
菅澤 庸子 (大手前大学非常勤講師)
外川 正明 (京都教育大学名誉教授)
中川 理季 (関西学院大学社会学部非常勤講師)
中島 智子 (元プール学院大学教授)
野崎 志帆 (甲南女子大学文学部教授)
松波めぐみ (大阪公立大学国際基幹教育機構特任准教授)
師岡 康子 (東京弁護士会所属弁護士、早稲田大学非常勤講師)
矢野 亮 (長野大学大学院総合福祉学研究科教授)
山ノ内裕子 (関西大学文学部教授)
山本 崇記 (立教大学社会学部教授)
吉田榮治郎 (天理大学非常勤講師)

(注) 複数チームへの登録あり

※印はプロジェクトチームの研究者

2025年度 人権大学講座 開催日程

| | 開催日時 | | 種別 | 講座名 | 講師 |
|----|---------------|-----------------|----------|--------------------------------------|-------------------------|
| 1 | 6月24日 (火) | 13:30~13:40 | 開講式 | | |
| | | 13:40~14:00 | 授賞式 | 第2回安藤仁介賞授賞式 | |
| | | 14:00~ 16:30 | シンポジウム | 気候変動と人権 | 山形 俊男 浅岡 美恵 坂元 茂樹 |
| 2 | 7月10日 (木) | 14:00~ 15:40 | 講義 | 学校組織・教育行政と子どもの人権 | 川上 泰彦 |
| 3 | 7月29日 (火) | 14:00~ 15:40 | 講義 | 家族のかたちを考える—性別変更と夫婦別姓をめぐる— | 杉木 志帆 |
| 4 | 8月8日 (金) | 14:00~ 15:40 | 講義 | 全国SOGI調査の結果から読みとる性的マイノリティの状況 | 釜野 さおり |
| 5 | 8月20日 (水) | 14:00~ 15:40 | 講義 | 近世京都における「白人」商売の展開—祇園「芸子」「舞子」の起源を求めて— | 下坂 守 |
| 6 | 9月3日 (水) | 14:00~ 15:40 | 講義 | 日本企業のアジア進出と「ビジネスと人権」 | 香川 孝三 |
| 7 | 9月18日 (木) | 14:00~ 15:40 | 講義 | 地球環境問題と南北問題 | 松田 素二 |
| 8 | 9月30日 (火) | 14:00~ 15:40 | 講義 | 人権について哲学は何を語れるのか | 戸澤 幸作 |
| 9 | 10月17日 (金) | 14:00~ 16:30 | フィールドワーク | 東九条の歴史と現在 | 前川 修 |
| 10 | 11月14日 (金) | 14:00~ 15:40 | 講義 | 同和問題と隣保行政の現状と課題～地域共生の未来～ | 山本 崇記 |
| 11 | 11月26日 (水) | 14:00~ 16:00 | ワークショップ | 「逃げたい」をめぐる物語～人権を害される人も、害する人も～ | 渡辺 毅 |
| 12 | 12月11日 (木) | 14:00~ 15:40 | 講義 | 社会の近代化と差別意識—町村合併における部落差別の事例から— | 井岡 康時 |
| 13 | 1月22日 (木) | 14:00~ 15:40 | 講義 | ヘイト・スピーチと表現の自由 | 桧垣 伸次 |
| 14 | 2月6日 (金) | 14:00~ 15:30 | 講義 | ハンセン病問題に係る全国的な意識調査の結果を読む | 坂元 茂樹 |
| | | 15:30~15:40 | 修了式 | | |

| | | |
|----|------------|---|
| 会場 | シンポジウム | ひと・まち交流館 京都 大会議室（京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1） |
| | 講義・ワークショップ | 世人研・多目的スペース（京都市下京区下之町57-1） |
| | フィールドワーク | 京都市地域・多文化交流ネットワークセンター（京都市南区東九条東岩本町31） |

シリーズ「京都市立芸術大学」

No 5 学生たちの風景



芸大祭2024

2024年11月1日（金曜日）～11月3日（日曜日）

京都芸大の魅力を市民の皆様にご体感していただく機会として、「京都市立芸術大学芸大祭」を開催しました。今年のテーマは、「イドバタ大会議」。芸大祭が、ゆるやかな対話の場、新たな井戸端のコミュニティになってほしいという学生たちの思いが込められています。

多様な企画やイベントが盛りだくさんでたくさんの方にお越しいただきました。



作品展2024

2025年2月7日（金曜日）～11日（火曜日・祝）

本学の美術学部・大学院修士課程で学ぶ全学生の作品を展示する毎年恒例の作品展を、本学キャンパスを会場として開催しました。

絵画や工芸、映像、インスタレーションなど、多種多様な作品が、構内の様々な場所で展示されました。

第175回定期演奏会

2024年12月10日（火曜日）

京都コンサートホール 大ホールにおいて、京都市立芸術大学音楽学部・大学院音楽研究科 第175回定期演奏会を開催いたしました。

今回は、世界を舞台に活躍する指揮者キンポー・イシイ氏の指揮の下、チャイコフスキーの「くるみ割り人形」組曲、壮大な合唱とともにお届けするメンデルスゾーンの詩篇第114篇、そしてストラヴィンスキーのバレエ音楽「ペトルーシュカ」を若き学生たちの渾身の演奏でお送りしました。



<https://www.kcuu.ac.jp/>

（文責：京都市立芸術大学事務局）

創立30周年記念・人権問題国際シンポジウム講演録



- 基調講演** 台湾における婚姻の平等への道 (The Road to Marriage Equality in Taiwan)
ヴィクトリア・シー (許秀雯) 台湾伴侶權益推進連盟・共同設立者 弁護士
- 報告** 結婚の自由をすべての人に—同性婚訴訟の到達点と展望
大畑 泰次郎 ソルティオ法律事務所 弁護士
「結婚の自由をすべての人に」 関西訴訟弁護団
- 日本における同性間での出産・子育てと法制度**
—「同性パートナーシップ制度」の視点から
新ヶ江 章友 大阪公立大学人権問題研究センター教授
世界人権問題研究センタープロジェクトチーム4 囃託研究員
- スポーツにおけるトランス包摂・排除の政治**
井谷 聡子 関西大学文学部准教授
- 性的マイノリティの人権**
神谷 悠一 LGB T法連合会 理事・事務局長 日本学術会議特任連携会員
風間 孝 中京大学教養教育研究院教授
世界人権問題研究センタープロジェクトチーム4 リーダー
- コーディネーター

◎お問合せ、お申込み



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒600-8206 京都市下京区下之町57番地1 京都市立芸術大学内 A棟 7階
TEL 075-585-5897 FAX 075-585-5898
URL <https://khrri.or.jp/> E-MAIL jinken@khrri.or.jp